

第1章

計画の概要



1. 緑の基本計画とは

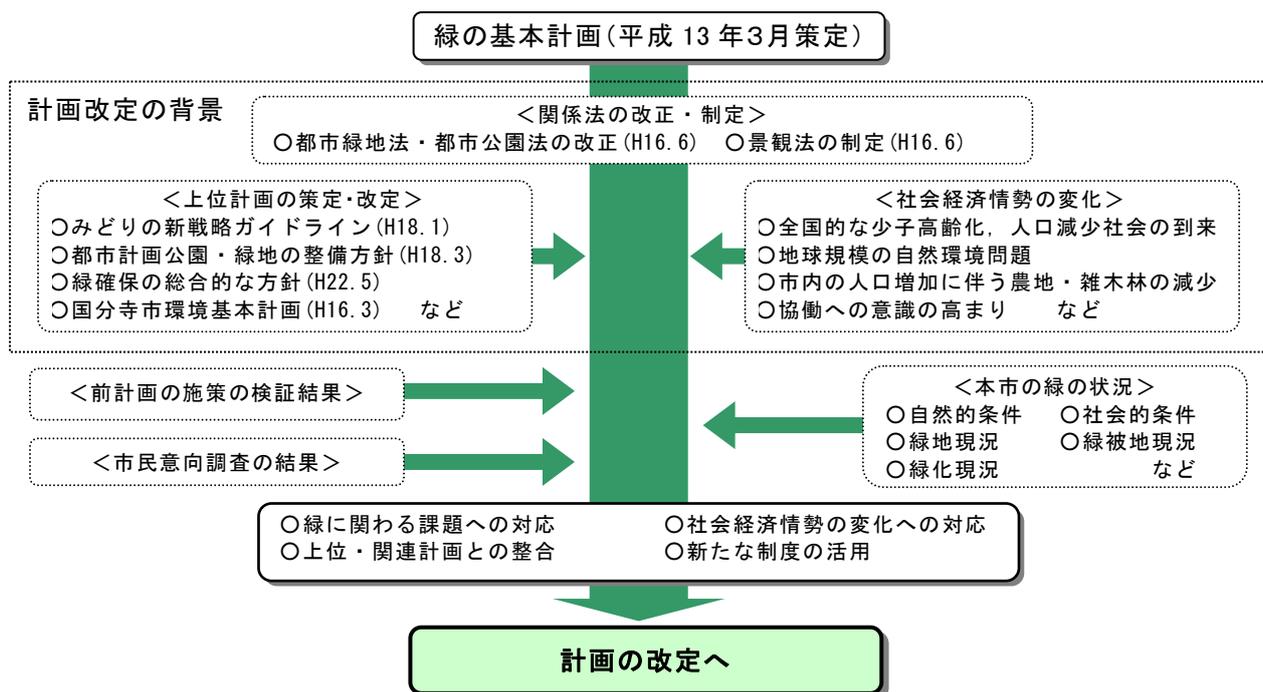
(1) 緑の基本計画とは

- 「国分寺市緑の基本計画 2011」は、都市緑地法[※]第4条に規定されている法定計画で、樹林地や草地などの緑地の保全、公園の整備・維持・管理、住宅地や商業地の緑化促進、公共施設の緑化推進など、国分寺市（以下「本市」という）の緑全般についての緑の将来像を描くとともに、この実現に向けた様々な取り組みを示し、市民、事業者等、市が一体となって協働[※]で緑地の保全及び緑化を計画的かつ効果的に推進していくための指針となるものです。
- 本市では、平成12年度に「国分寺市緑の基本計画」を策定し、この計画のもとで緑と水に関わる様々な取り組みを進めてきたところです。

(2) 計画改定の背景

- 前計画の策定から約10年が経過するなか、都市緑地法[※]の改正や景観法の制定などにより、緑を整備・保全していくための制度が増えています。また、様々な上位・関連計画の策定・改定が行われているなど、計画を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 社会情勢をみると、地球環境問題の深刻化や全国的な少子高齢化の進展、人口減少社会への移行など、大きく変化しています。一方、本市では、前計画以降も人口が一貫して増加傾向にあり、農地や雑木林[※]が減少しています。
- こうした法改正や社会情勢の変化への対応が必要であることから、計画の改定を行うものです。

図 1-1 計画改定の背景



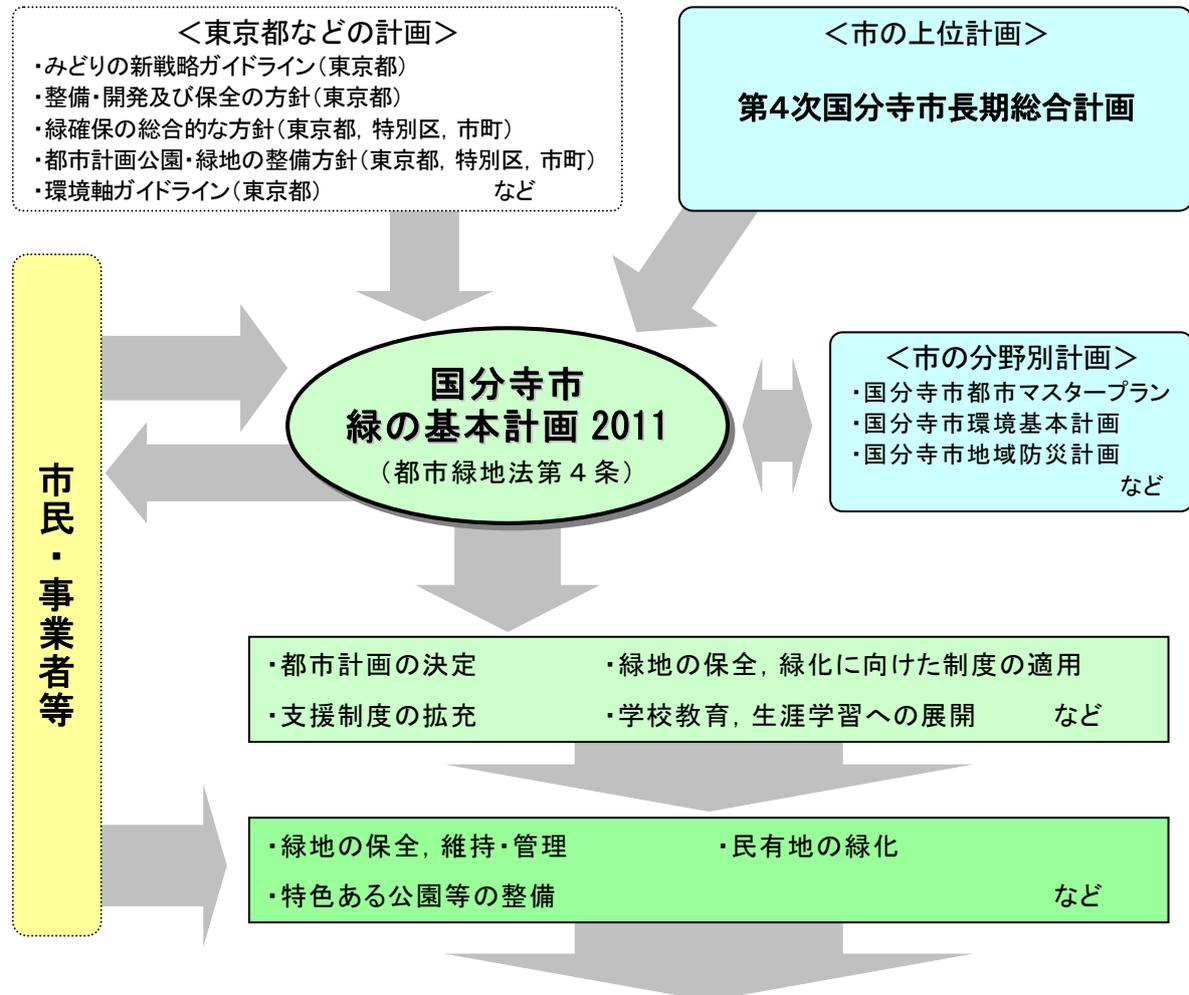
※印は用語集を参照してください。



2. 「国分寺市緑の基本計画 2011」の位置づけ

「国分寺市緑の基本計画 2011」の位置づけは、以下のとおりです。

図 1-2 「国分寺市緑の基本計画 2011」の位置づけ



第4次国分寺市長期総合計画での将来像の実現
健康で文化的な都市～住み続けたいまち, ふるさと国分寺～

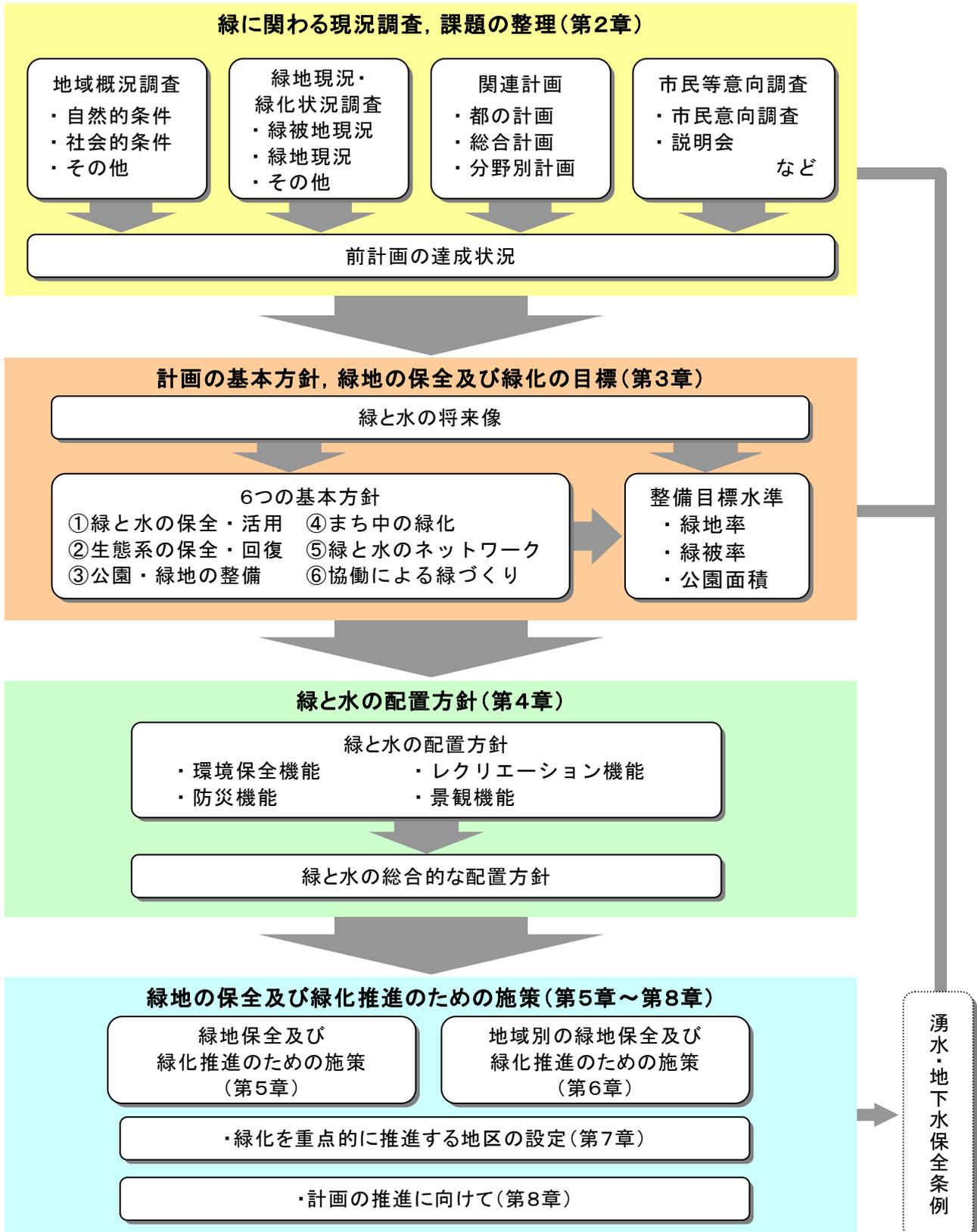
市民：国分寺市自治基本条例第2条第2項で定義される，市内に居住する人や市内で働く人，市内で学ぶ人，公益的な活動を行う個人のことです。

事業者等：国分寺市自治基本条例第2条第3項で定義される，市内の事業者や企業，教育機関，公益的な活動を行う団体などのことです。

3. 計画の構成

計画の構成は以下のとおりです。

図 1-3 計画の構成





◆◆ 本計画で対象とする緑などの定義 ◆◆

○緑とは

緑とは、樹木や草花，農地（田・畑・樹園地），河川・水辺，公園・緑地，宅地内の緑（庭，屋上緑化※など）などを含む広義なものをいいます。

注）河川・水辺を分けて「水」と表現している場合もあります。

○緑被とは

緑被とは，上空から見たときに，樹林地や草地，農地（野菜畑・植木畑・果樹園），宅地の庭の緑など，植物で覆われた土地のことをいいます。

○緑地とは

緑地とは，「公園緑地等の都市施設※とする緑地（公園など）」、「制度上安定した緑地（緑地保全地域※，生産緑地地区※など）」、「社会通念上安定した緑地（社寺境内地など）」をいいます。

《緑地の分類》

1. 公園緑地等の都市施設とする緑地

公園，緑地，広場等として都市計画決定されているもの（未供用を含む），都市公園※，その他条例等による公園緑地など，公の施設とする緑地をいう。

- ① 都市計画公園，都市計画緑地，都市計画広場及びその予定の土地
- ② 都市公園（都市公園法に基づいて設置された公園緑地）
- ③ 海上公園，条例公園，児童遊園等の都市公園以外の公園

2. 制度上安定した緑地

緑地保全地区，生産緑地地区，自然公園，保安林等のように，法律や条令等に基づき，地域あるいは地区を指定して，保全を図る緑地及び都市計画墓園等の公共空地をいう。

- ① 都市計画法第8条の地域地区である緑地保全地区，生産緑地地区，風致地区※
- ② 都市計画墓園，都市計画運動場
- ③ 自然公園，近郊緑地保全区域
- ④ 保安林，市街化調整区域農地，河川区域，公開空地
- ⑤ 条例，要綱等による保全地域，保存樹林，市民の森，市民農園※等
- ⑥ 歩行者専用道路，道路環境施設帯等の公共空地
- ⑦ 上記①から⑥までの予定の土地

3. 社会通念上安定した緑地

社寺境内地，大学，病院，研究機関や皇居，御陵，みどりのフィンガープランによる山地・丘陵地の骨格緑地等をいう。

- ① 社寺境内地，墓地
- ② 民間の動植物園，遊園地，ゴルフ場
- ③ 公開性のある大学，病院，試験場，研究機関や企業グラウンド，飛行場，基地
- ④ 皇居，御陵
- ⑤ その他社会通念上永続性のある緑地

出典：「緑の基本計画策定の手引き」（平成8年3月） 東京都

※印は用語集を参照してください。